

議案第7号

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年2月9日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

乳幼児教育・保育支援課が任用する「幼稚園事務補助員」の勤務地に認定こども園を追加するため、職名を「幼稚園・認定子ども園事務補助員」へ変更する。あわせて、区人事課が任用する「図書館業務員(障害)」を削除する。職名の変更及び職の削除にあたり、設置に関する規則を改正する必要があるため、本案を提出する。

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則（令和元年10月世田谷区教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1 図書館業務員（障害）の項を削り、同表幼稚園事務補助員の項中「幼稚園事務補助員」を「幼稚園・認定こども園事務補助員」に改め、「区立の幼稚園」の次に「又は認定こども園」を加える。

別表第2 図書館業務員（障害）の項を削り、同表幼稚園事務補助員の項中「幼稚園事務補助員」を「幼稚園・認定こども園事務補助員」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前																								
<p>○世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則 令和元年10月31日世教委規則第15号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p>省略</p> <p style="text-align: center;"><u>令和6年2月9日世教委規則第●号</u></p> <p>世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則</p> <p>省略</p> <p>(職及び職務)</p> <p>第2条 職員の職及び職務は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(任命)</p> <p>第3条 職員は、別表第2の左欄に掲げる職の区分に応じ、同表の右欄に掲げる資格等を有する者のうちから委員会が任命する。</p> <p>省略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則 (令和6年2月9日世教委規則第●号)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>(削除)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>幼稚園・認定こども園事務補助員</u></td> <td>1 区立の幼稚園 <u>又は認定こども園</u>に係る事務の補助に関すること。 2 委員会が区立の幼稚園 <u>又は認定こども園</u>の運営上必要と認めたこと。</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	省略		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	省略		<u>幼稚園・認定こども園事務補助員</u>	1 区立の幼稚園 <u>又は認定こども園</u> に係る事務の補助に関すること。 2 委員会が区立の幼稚園 <u>又は認定こども園</u> の運営上必要と認めたこと。	省略		<p>○世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則 令和元年10月31日世教委規則第15号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p>省略</p> <p>世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則</p> <p>省略</p> <p>(職及び職務)</p> <p>第2条 職員の職及び職務は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(任命)</p> <p>第3条 職員は、別表第2の左欄に掲げる職の区分に応じ、同表の右欄に掲げる資格等を有する者のうちから委員会が任命する。</p> <p>省略</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>図書館業務員 (障害)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>団体貸出センターの業務の補助に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>幼稚園事務補助員</u></td> <td>1 区立の幼稚園に係る事務の補助に関すること。 2 委員会が区立の幼稚園の運営上必要と認めたこと。</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	省略		<u>図書館業務員 (障害)</u>	<u>団体貸出センターの業務の補助に関すること。</u>	省略		<u>幼稚園事務補助員</u>	1 区立の幼稚園に係る事務の補助に関すること。 2 委員会が区立の幼稚園の運営上必要と認めたこと。	省略	
職	職務																								
省略																									
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																								
省略																									
<u>幼稚園・認定こども園事務補助員</u>	1 区立の幼稚園 <u>又は認定こども園</u> に係る事務の補助に関すること。 2 委員会が区立の幼稚園 <u>又は認定こども園</u> の運営上必要と認めたこと。																								
省略																									
職	職務																								
省略																									
<u>図書館業務員 (障害)</u>	<u>団体貸出センターの業務の補助に関すること。</u>																								
省略																									
<u>幼稚園事務補助員</u>	1 区立の幼稚園に係る事務の補助に関すること。 2 委員会が区立の幼稚園の運営上必要と認めたこと。																								
省略																									

改正後		改正前	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
職	任用の資格等	職	任用の資格等
省略		省略	
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>図書館業務員（障害）</u>	別表第1に掲げる <u>図書館業務員（障害）</u> の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
省略		省略	
<u>幼稚園・認定こども園事務補助員</u>	別表第1に掲げる <u>幼稚園・認定こども園事務補助員</u> の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者	<u>幼稚園事務補助員</u>	別表第1に掲げる <u>幼稚園事務補助員</u> の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
省略		省略	